

## 提出書類確認シート

特例による軽減措置を受けるには、

「認定経営革新等支援機関等（税理士・公認会計士・商工会議所など）」  
で確認を受けた申告書（府中市指定様式）の提出が必要となります。

申告にあたっては、「認定経営革新等支援機関等」の確認を受けた軽減措置に係る申告書（原本）など、次の関係書類が整っていることを確認の上、ご提出ください。

**申告受付期間：令和 3 年 1 月 4 日（月） ～ 令和 3 年 2 月 1 日（月） 必着**

**提出先：府中市役所2階 税務課資産税係(〒726-8601 府中市府川町315番地)**

<input type="checkbox"/>	①	<p><b>特例措置に係る申告書</b> ※様式は府中市ホームページ参照</p> <p>（認定経営革新等支援機関等による確認を受け、確認者の署名・捺印があるもの）</p>
<input type="checkbox"/>	②	<p><b>【事業用家屋がある場合のみ】</b></p> <p><b>（別紙）特例対象資産一覧</b> ※様式は府中市ホームページ参照</p>
<input type="checkbox"/>	③	<p><b>【償却資産がある場合のみ】</b></p> <p><b>償却資産申告書</b></p> <p>※償却資産については、毎年行われる当該申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになります</p>
<input type="checkbox"/>	④	<p><b>会計帳簿・売上台帳などの写し</b></p> <p>（令和 2 年 2 月～10 月までの任意の連続する 3 月の事業収入が、前年同期比で 30%以上減少していることがわかるもの）</p>
<input type="checkbox"/>	⑤	<p><b>青色申告決算書・収支内訳書の写し</b></p>
<input type="checkbox"/>	⑥	<p><b>【特例対象家屋に令和 2 年中に新規取得したものが含まれる場合のみ】</b></p> <p>対象が登記済家屋 → <b>不動産登記簿謄本の写し + 見取り図など</b></p> <p>対象が未登記家屋 → <b>売買契約書等の写し + 見取り図など</b></p> <p>※対象家屋の見取り図などを提出の際は、<u>事業用で使用している箇所が判別できるようマーカー等で着色してください。</u></p>
<input type="checkbox"/>	⑦	<p><b>【収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合のみ】</b></p> <p><b>不動産賃料の猶予の金額や期間等を確認できる書類</b></p> <p>※参考様式は府中市ホームページ参照</p>